

登記申請委任状の私文書認証 一公証人による本人確認一



十地・建物の売買・譲渡・抵当権設定等の際に登記済権利証が必要となります。

土地・建物の登記済権利証を紛失した場合、代理人により登記を行うには、登記申請委任状 の土地・建物の所有者の署名につき公証人による認証を得る必要があります。

お手数料 1件:3500円

私署証書の認証は1万1000円ですが、その内容を公正証書にした場合の手数料の半額が1万 1000円を下回るときは、その下回る額になります(手数料令34条1項)。委任状公正証書の 手数料は7000円とされているので、登記申請委任状の認証の手数料は、委任状公正証書の手 **数料の半額である3500円**となります。

お手続きの流れ

① 必要書類

下記の必要書類とご連絡先を記載の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法で送って下さい。 書類に不備がない場合は、お送り頂いてから認証まで、開所日の1週間程度で認証できます。 ※混雑状況により前後します。



【必須書類】	登記情報記載の土地・建物の所有者			
土地・建物 関係書類等	個人のお客様	法人のお客様		
□ 土地 の場合は土地の登記簿謄本	【必須】身分証明書	【必須】証明書		
□ 建物 の場合は建物の登記簿謄本	□ 印鑑登録証明書	□ 会社の印鑑証明書		
□ 登記申請委任状		□ 法務局発行の会社の登記簿謄本		
※捨印は押さないでください。	【選択】顔写真付き身分証明書	【選択】顔写真付き代表者の身分証明書		
	□ 免許証両面コピー	□ 免許証両面コピー		
	□ マイナンバーカード	□ マイナンバーカード		

- ※必ず顔写真付きの身分証明書のご提出が必要です。
- ② 公証人が必要書類を確認し、お客様へご連絡いたします。
- ③ 必要書類の事前確認が終わりましたら、認証日の予約をお願いします。
- ④ 認証当日
- 来所後、受付窓口にて「予約した○○です」とお伝えください。
- 当日、作成する部屋に入れるのは当事者のみです。
- 当日お持ちいただくもの
 - □ 登記申請委任状(認証を受ける文書の原本) 印鑑登録証明書
 - 土地・建物 登記簿謄本
 - 事前にご提出頂いた身分証明書の原本
 - 実印(印鑑登録証明書と合致する印)
 - П 手数料 1件3500円





登記申請委任状の私文書認証 依頼用 記入用紙

いずれかに○をつけて下さい。

ご記入ください

1:公証役場とやり取りする代表者様のご連絡先をお教えください。 ※公証役場では仲介を行っておりませんので代表者一名をお決めください。										
	お名前	: MALLAL G.11.2. C42.4.9	とんめて「仮有	連絡ので	o <					
	49 [1]3				番号					
	当事者様との	ご関係当事者	• 仲介者	・その他()			
代	ご希望の連絡方法									
表		取りは、時間を要するため、メール や FAX でのやり取りをおすすめしております。								
者様	□ メール	@								
連	☐ FAX	-								
絡先	■ ●送 ※当没場から郵送で送る際に"奏日部公証没場"の夕入りの封筒でお送りしてもよろしいです。						か?			
		問題無いで	です ・	無地の封筒で送	€ってください					
		= −	-				様宛			
			道	市区						
		府		町村						
2:当事者様(不動産 権利者)										
	お名前									
3	:備考欄・質問	事項等								
備										
考										